

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会規則第 11 号

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能職員等の給与に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>(給与)</p> <p>第 2 条 技能職員等の給与については、技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>(給与)</p> <p>第 2 条 技能職員等の給与については、技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
規 定	読み替えられる字句	読み替える字句	規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]			[略]		
第 7 条 の 8	地方振興局土木部若しくは土木事務所、農業研究センター又は農業大学校	[略]	第 7 条 の 8	<u>広域振興局若しくは広域振興局総合支局の土木部、地方振興局土木部若しくは土木事務所、農業研究センター又は農業大学校</u>	[略]
[略]			[略]		
別表第 2 級別標準職務表職務の級 2 級の項から 4 級の項まで	[略]		別表第 2 級別標準職務表職務の級 2 級の項及び 3 級の項	[略]	
別表第 2 級別標準職務表職務の級 6 級の項及び 7 級の項	[略]		別表第 2 級別標準職務表職務の級 5 級の項及び 6 級の項	[略]	
2 [略]			2 [略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。